

平成30年度第2回「区民との意見交換会」

不適正搬入防止について

施設管理部管理課搬入指導係

1

清掃一組が取り組んでいる「不適正搬入防止」について説明します。

最初に、搬入指導係は、安全で安定的な処理施設の操業のため、「受入基準に合わないごみ」が処理施設に入らないよう指導や啓発業務を行っています。

本日は、その具体的な取組について、20分程でお話します。

なお、清掃一組は、清掃工場、不燃ごみ処理センター、粗大ごみ破碎処理施設を管理運営していますが、本日は清掃工場を中心にお話します。

目次

1 清掃一組処理施設の受入基準

2 搬入不適物の事例

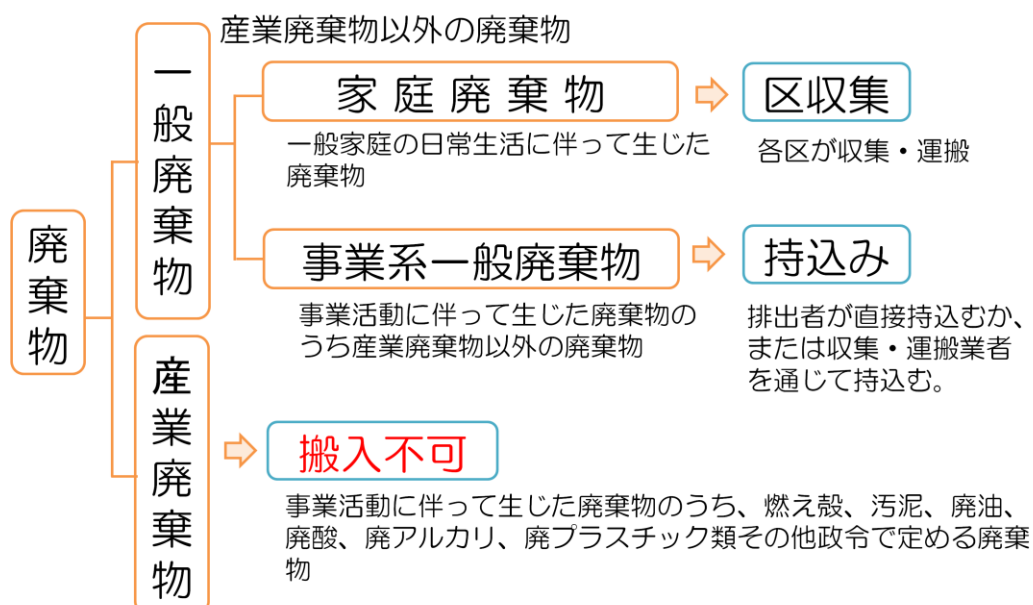
3 不適正搬入の改善に向けて

2

こちらが、本日の説明内容です。

1「清掃一組処理施設の受入基準」、2「搬入不適物の事例」、3「不適正搬入の改善に向けて」です。

清掃一組処理施設に搬入できる廃棄物



3

まず、清掃一組の処理施設は、日々、法律上「一般廃棄物」と定められているごみを受け入れているので、原則、産業廃棄物を受け入れることはできません。

その「一般廃棄物」を「家庭廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に分けて、「家庭廃棄物」は23区が収集し、「事業系一般廃棄物」は、ごみを出す事業者が自ら清掃工場に持ち込むか、もしくは、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者がごみを収集して、清掃一組の処理施設に搬入しています。

清掃一組処理施設の受入基準①

東京23区の区域内において発生した一般廃棄物であって、次のいずれにも該当しないものであること。

- (1) ふん尿
- (2) 動物の死体
- (3) 特別管理一般廃棄物に指定されている物
- (4) 有害性の物
- (5) 爆発性のある物、火災発生の原因となるおそれのある物等危険性のある物
- (6) 液状の物

4

下線にあるように「東京23区内で発生した一般廃棄物」であり、その上で、(1) から (10) に該当しない廃棄物であることが搬入できる条件になります。

清掃一組処理施設の受入基準②

(7) 粉末状又は顆粒状で飛散するおそれのある物

(8) 焼却施設にあっては、焼却に適さない物

(9) 処理施設の管理運営に支障を来すおそれのある物

(10) 産業廃棄物

清掃一組処理施設の受入基準③

(8) 焼却施設にあっては、焼却に適さない物

- ・ 金属、ガラス、石、陶器、土砂、コンクリート等の不燃物

(9) 処理施設の管理運営に支障を来すおそれのある物

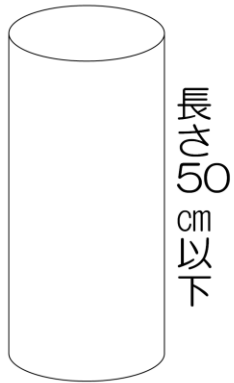
- ・ 清掃工場ごとに定められた形状、寸法を超える物
- ・ 冷凍された状態の物、水分を多量に含んだ物、一度に大量に搬入される物など、焼却等の処理に支障をきたすおそれのある物 など

6

(8) 「焼却に適さない廃棄物」は、金属、ガラス、石、陶器などの不燃物、
(9) 「清掃工場の稼働に支障を来すおそれのある廃棄物」は、資料7ページと8ページの寸法を超える物などになります。

清掃工場に搬入可能な形状・寸法①

(1) 柱・棒状の物



径10 cm以下



角10 cm以下

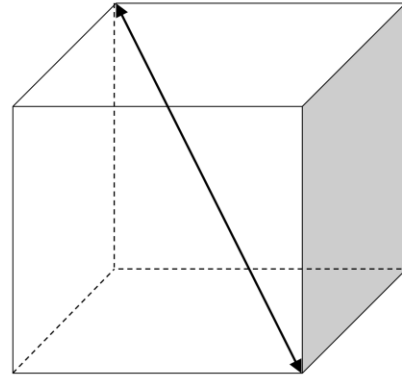
清掃工場に搬入可能な形状・寸法②

(2) 板状の物



一辺の長さ50 cm以下

(3) 箱形の物



対角線の長さ50 cm以下

8

清掃工場は、受入基準に合ったごみ进行处理するようにできているので、搬入可能な寸法を超えた大型のごみや、不燃ごみが入ってしまうと、故障の原因になります。

清掃工場に搬入されたごみは、灰等になって清掃工場から運び出されるまで、コンベア等で清掃工場の中を移動するので、大きなごみや不燃ごみは、移動途中で設備に引っかかる等工場停止の原因になります。

清掃工場に詰まった不適物①

コンベヤ内部（通常時）



金属類が絡まった様子



9

この写真は、渋谷清掃工場の写真です。左の写真は通常時の状態で、そこに針金等が絡まると、その上に次から次へと雪だるま式にいろいろなものが絡まり、最終的には、右の写真のように、設備が動けなくなるほど絡まった状態になってしまった様子です。

このように設備に絡まったものを取り除くためには、一旦、焼却炉の火を落としてからでなければ取り除けない場合もあるので、最悪、ごみを受け入れることができなくなります。

清掃工場に詰まった不適物②

焼却炉主灰シュートに詰まった不適物



10

この写真は、葛飾清掃工場で撮った写真です。これは、燃えきらずに設備に詰まった不燃物を写したものです。スコップ、オタマ、バケツなど、何が入っていたかがよく分かります。

これらの写真から、「可燃ごみ」に「不燃ごみ」が混ざって清掃工場に入ってきていることが、よくわかります。

清掃工場に詰まった不適物③

破碎ごみ供給装置スクリー軸に巻き付く破碎ごみ



針金 (解除後の長さ260cm)



11

この写真は、世田谷清掃工場で撮った写真です。これも、長い針金等が設備に絡んでしまい、そこに、雪だるま式に後から流れてきたごみが絡まって、最終的に設備が動けなくなってしまった、という状態です。

搬入物検査①

搬入物検査の目的

清掃工場等の安全で安定した操業を確保するために、
受入基準に基づいて搬入物検査を実施している。



12

このように「不燃ごみ」や「大型のごみ」は、設備の詰まりや、工場停止の原因になってしまうので、清掃一組では、清掃工場の安定稼働のため、こちらの写真のように搬入物検査を行っています。

搬入物検査②

搬入物検査の種類

(1) 常時搬入物検査

業務委託により、ほぼ毎日、いずれかの清掃工場
で実施

(2) 一斉搬入物検査

23区と共同で、所定日に全清掃工場で2か月ご
とに実施

13

目的によって、搬入物検査を4種類に分けています。

(1) 常時搬入物検査、(2) 一斉搬入物検査、

搬入物検査③

搬入物検査の種類

(3) 強化週間

同一の週に各清掃工場で、独自搬入物検査や啓発チラシの配布、プラットホームの監視強化等を2か月ごとに実施

(4) 独自搬入物検査

各清掃工場で随時実施

(3) 強化週間、(4) 独自搬入物検査の4種類です。

搬入物検査で見つかった不適物（区収集）①

（平成22年度）布団



（平成30年度）布団

ごみ袋を開封すると…



15

ここからは、搬入物検査で見つかった不適物を紹介します。

まずは、「家庭から出たごみ」から見つかった不適物です。

家庭から出たごみの中で、特に、検査でよく見つかるものは布団です。上の写真は、平成22年度の検査で見つかった布団で、下の写真は、最近見つかった布団です。

10年程前は、厚みがあって、重量がある、上の写真のような布団が検査でよく見つかっていました。清掃工場に搬入できる寸法を超えているものですし、粗大ごみでもあるので、清掃工場に搬入することはできません。

このように厚みがあるものだと、800度以上で焼却しても、燃え切ることができずに形が残ってしまうので、設備の詰まりの原因になります。

最近では、下の写真のように、小さく丸めて、ごみ袋に入った状態で見つかります。これは、上の写真のように厚みはありませんが、右の写真のように、ごみ袋が破れて広がってしまうと、設備に絡み付く可能性があるため、清掃工場に入れることはできません。

搬入物検査で見つかった不適物（区収集）②

（平成29年度 中防不燃ごみ処理センターで見つかった注射針等）



16

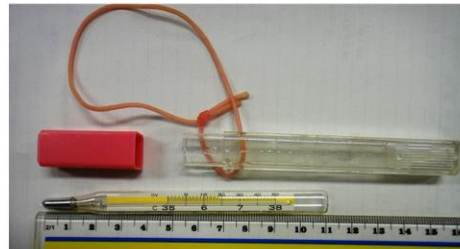
この写真は、清掃工場ではありませんが、中防不燃ごみ処理センターで見つかった不適物の写真です。

写真をよく見ると、注射針のほかにマウスピースもあるので、多分、歯科医からでたごみだと思いますが、ゴミ袋に有料シールが貼られていなかったため、ごみが出た場所を特定することができませんでした。

このごみは、感染性廃棄物の可能性が高いものですし、現場で働く職員の安全性にも係ってくるものなので、23区に宛てて、医療関係機関等に対する排出指導の徹底を依頼しました。

搬入物検査で見つかった不適物（区収集）③

（水銀体温計）



17

こちらは、搬入物検査で見つかった「水銀体温計」です。

清掃一組では、平成22年度より、ほぼ毎日、どこかの清掃工場で搬入物検査を行っています。現在までに、水銀混入ごみが見つかったのは、写真にある9本の水銀体温計になります。これらは、くすり箱に入っていた状態で見つかっています。

このときは、収集した区に対して、適正な分別・排出の指導と啓発の徹底を依頼しました。

清掃一組では、これまでに、水銀混入ごみが原因により、何回も焼却炉を停止しましたが、その度に、水銀に汚染された設備の清掃や部品の交換を行ってきました。これら作業に費やした経費は税金ですので、余計に税金を費やしたことになります。このような事態を防ぐためにも、今後も、搬入物検査を続けていくとともに、23区と連携して、排出者への啓発活動を積極的に取り組んでいきます。

搬入物検査で見つかった不適物（持込み）

（平成29年度）大量の缶等



18

こちらの写真は、昨年見つかった事業系ごみの不適物です。ビニール、びん、缶、ペットボトル等、いろいろなものが見つかりましたが、缶は130本以上も大量にありました。このときは、一つのごみ袋に、生ごみなどの可燃ごみと缶が、ごちゃ混ぜになって入っている袋がたくさん見つかり、ごみの分別が非常に悪い状態でした。

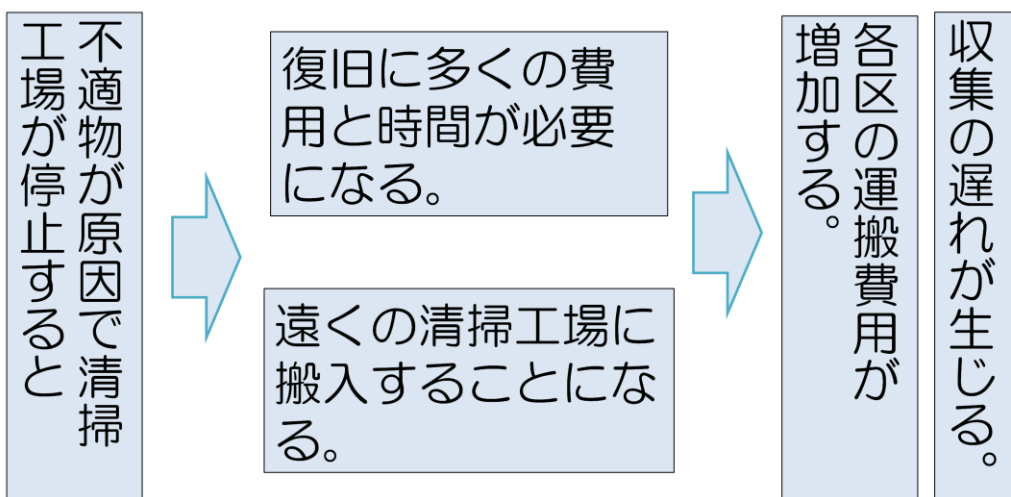
どのようなときでも、収集運搬業者はこのようなごみを絶対に持ってきてはいけません。一方で、ごみを出した排出業者が、ごみを正しく分別してさえいれば、問題は生じなかったケースでもあります。

この件については、許可区と共に、収集運搬業者との話し合いを重ねて、検査強化で搬入状況の確認を重ねて、関係区に排出指導の相談を重ねて、半年という時間はかかりましたが、搬入状況の改善を確認することができました。今現在も、搬入は適正に行われています。

搬入物検査では、こういったケースがたくさん見つかります。この事例は、収集運搬業者が、排出業者に粘り強く説得をし続けたので、状況の改善に繋がりましたが、他のケースでは、契約を解除してしまうこともあります。こうなってしまうと、分別の悪いごみを持ってくる収集運搬業者が変わるだけで、清掃一組としては何の解決にもなりません。

今後も、23区と連携して、適正なごみの分別と排出に繋がるような取組を、積極的に行っていきます。

区収集の改善に向けて①



19

清掃工場が停止してしまうと、区民にどのような影響が生じてしまうのかと言いますと、まず、一度、焼却炉の火を落として、再び、ごみを燃やせるようにするには、非常に経費がかかるので、その分余計な税金を費やすこととなります。

また、通常、搬入している清掃工場が停止すると、より遠くの清掃工場に搬入することになるので、ごみの収集時間が遅れてしまうことにもなります。

区収集の改善に向けて②

(1) 区収集の搬入物検査結果が悪くなかった場合

- ① その都度、不適物の写真を添えて当該区に検査結果を通知する。
- ② 著しく搬入状況が悪いときは、該当区に収集状況の改善を依頼する。

(2) 検査で見つかった不適物は全て該当区に持ち帰ってもらう。

(3) 23区の清掃リサイクル主管課長会で、区収集と持込みの検査結果を不適物の実例写真を添えて定期的に報告する。

20

このような事態が起きないように、清掃一組では収集の改善に向けて、次のような取組を行っています。

まず、区収集の場合、不適物の写真を添えて、該当区に検査結果を通知しています。特に、搬入状況が悪かったときは、通知だけでなく、収集状況の改善を直接依頼します。

二つ目は、搬入物検査で見つかった不適物は全て持ち帰ってもらいます。

三つ目は、23区清掃リサイクル主管課長会で検査結果を定期的に報告しています。

これらの取組は、23区に搬入不適物の実態を知ってもらうことで、区民や事業者への排出指導や啓発活動に役立ててもらうことを目的に行っています。

区収集の改善に向けて③

清掃工場の視点で、区民向けのリーフレットの作成



清掃工場の見学者や清掃フェア等のイベントの来場者に配布

困っています 清掃工場

ごみの適切な排出にご協力をお願いします。

※東京二十三区内の清掃工場（平成27年2月現在 19工場が稼働中）には、平成25年度で約269万トンのごみが搬入されました。1日平均で、7,300トンを超える量になります。多い日には1日に1万トンを超えるごみが搬入され、処理が追いつかなくなっています。

しかし、清掃工場では、どんなごみでも処理できるわけではありません。水質汚染の原因となるもの、燃焼の条件を妨げるもの、清掃工場の運転を停止するものを回収することがあります。

最近では、水質汚染の原因となるものが多く見られます。可燃ごみとして清掃工場に搬入され、工場の稼働を止めなければならぬことにもなっています。水質汚染の原因となるものは、回収が困難な状態になっていきます。

清掃工場は、区民の健康が最優先で快適な環境で日々活動するために、欠かすことのできない施設です。清掃工場の安全で安定な稼働には、適切に分別してごみを出していただくことが大変重要です。皆様のご協力をお願いします。

23 東京二十三区清掃一部事務組合

清掃工場の視点で、区民向けにリーフレットを作成したので、清掃工場の見学者や清掃フェア等の来場者に配布しています。

区収集の改善に向けて④

(1) 23区清掃事業従事職員との意見交換会の実施

清掃一組が各区清掃事務所等に出向き、意見交換を行う。

(2) 23区・清掃一組の連絡会の実施

清掃一組と23区清掃事業従事職員が一同に集まり、意見交換を行う。

東京23区の清掃事業を円滑に行っていくためには、清掃一組と23区の連携は必要不可欠です。意見交換会や連絡会で話し合いを重ねて、お互いをより理解し合うことで、清掃一組と23区の協力体制の強化に努めています。

持込みの改善に向けて①

悪質な持込業者に対する指導の強化・処分規定の整備

(1) 平成26年7月から

悪質な持込業者の指導基準を運用

- ① 警告書の交付
- ② 搬入物検査の強化

(2) 悪質な持込業者に対する処分等の規定を整備し、平成30年7月1日より施行。

23

持込みの改善に向けた取組は、悪質な搬入をした持込業者に対し、厳しい姿勢で対応できるように、処分規定の整備を行いました。

持込みの改善に向けて②

持込業者への検査結果の通知

- (1) 平成27年4月から
不適正と判定された持込車両
の運転手に結果通知書を交付



運転手は会社に持ち帰り報告

- (2) 平成28年6月から
全ての持込車両に交付

様式1 (交付用)

年月日

持込業者検査結果通知書

持込業者
住所
代表者名
電話番号

検査員
検査日時
検査場所

1 持込車両の状況
2 持込車両の内容
3 持込車両の検査結果
4 持込車両の持ち帰り報告

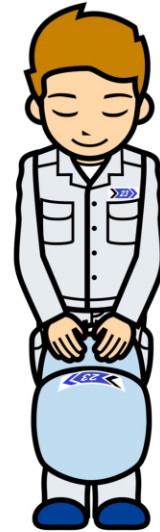
運転手署名
検査員署名

持込業者へ - この書類は会社の責任者に届けてください -

検査を受けた全ての持込車両に検査結果通知書を交付することで、業務責任者が収集状況を把握し、運転手や排出業者への注意喚起に繋げてもらうことを目的に行っています。

おわり

今後も、ごみの減量とともに、
ごみの適正な分別と排出に
ご協力をお願いします。



25

最後になりますが、清掃工場の安全で安定的な操業は、区民や事業者のみなさんの正しい「ごみの分別」と「ごみの出し方」が一番の要になります。

現在、清掃一組では、清掃工場の不適正搬入防止啓発用DVDを作成しています。内容は2本立てで、1本目は「不燃ごみと大きなごみ編」とし、清掃工場の仕組みを織り交ぜながらの内容になっています。2本目は「水銀混入ごみ編」とし、「家庭の中にも水銀使用製品は存在する」ことを、区民のみなさんに気付いてもらえるような構成になっています。

できあがりしたら、23区に協力してもらい、たくさんの区民や事業者のみなさんに見てもらえるよう、不適正搬入防止の取組を行っていきます。

これからも、さまざまな取組を行っていくことで、不適正搬入防止にアプローチしていきます。

ご清聴ありがとうございました。